

令和6年度 学校を核とした地域づくり推進事業実施委託 仕様書

1 目的

保護者や地域と一体となって子どもを育てる“地域とともにある学校”の実現に向けては、地域との協働・連携をさらに進め、学校と地域とのつながりを強化していくことが重要であり、そのためには、学校は学校教育の場であると同時に、地域の貴重な資源として、市民が集い、活用を通じてつながる場となっていく必要があります。

そのため、本市では、地域の貴重な資源である学校施設の更なる有効活用を推進しながら、学校を地域の核として、保護者や地域の様々な人々が関わりながら、地域ぐるみで次の100年を担う子どもの育ちを支える仕組みづくりを目指しており、これまで、「Kawasaki 教室シェアリング」や「みんなの校庭プロジェクト」といった、学校施設の更なる有効活用に取り組んできました。

今後は、これらの取組により学校に関わる地域人材を増やすとともに、それら地域人材が有機的につながりながら、子どもたちが多くの人たちとの関わりの中で多様な価値観に触れながら、様々な体験・経験ができる機会の創出が大変重要です。

一方、本市では、文部科学省で設置を推進している、学校と様々な地域人材をつなぐ地域学校協働活動推進員として、中学校区単位で「地域教育コーディネーター」の設置を進めていますが、担い手が不足していること、また、役割である学校と地域のコーディネートをどのように取り組んでいくか、そのプロセスやノウハウが蓄積されておらず、こうした人材育成に課題を感じています。

本業務は、これら本市の取組状況や経緯を踏まえつつ、今後目指すべき姿に向けて、地域学校協働活動のうち、可視化しやすい“放課後の体験活動等”をターゲットに、学校と様々な地域活動を行う地域人材とをつなぎながら、放課後等に子どもたちが様々な体験や経験ができる仕掛け（環境）づくりを行うとともに、子どもたちを見守り・支える地域人材があらゆる地域で増え、それら地域人材をつなぐ地域の核となる人材の育成に向け、一連の事業に対する後方支援や今後に向けた課題抽出を行うことを目的とするものです。

2 履行場所

(1) 富士見中学校区地域教育会議管轄内の以下の学校 ほか

※児童生徒数については、令和5年5月1日現在

- 富士見中学校 (川崎市川崎区富士見 2-1-2 児童生徒数 634人)
- 向小学校 (川崎市川崎区大島 4-1-7-1 児童生徒数 336人)
- 旭町小学校 (川崎市川崎区旭町 2-2-1 児童生徒数 635人)
- 宮前小学校 (川崎市川崎区宮前町 8-1-3 児童生徒数 747人)

(2) 犬蔵中学校区地域教育会議管轄内の以下の学校 ほか

※児童生徒数については、令和5年5月1日現在

- 犬蔵中学校 (川崎市宮前区犬蔵 1-1-0-1 児童生徒数 576人)

- 犬蔵小学校 (川崎市宮前区犬蔵 1 - 3 - 1 児童生徒数 1,040 人)
- 白幡台小学校 (川崎市宮前区南平台 1 3 - 1 児童生徒数 208 人)

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 2 1 日 (金) まで

4 業務内容

【2(1)富士見中学校区地域教育会議管轄内の学校において】

(1) 地域の核となる人材の発掘及び育成のしくみづくり

次のア、イのプロセスを経ながら、「1 目的」に掲げる地域人材の発掘及び育成に向けたしくみづくりを行うこと。なお、当該地域は「令和 5 年度 学校を核とした地域づくり推進事業実施委託」に引き続き 2 年目となることから、令和 5 年度 of 取組内容も踏まえて取り組むこと。

【参考：令和 5 年度 of 取組内容】

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000099878.html> 参照

子どもや保護者等のニーズ把握 → トライアルイベントによる人材の掘り起こし → 好事例の横展開・課題まとめ → 地域人材の自走に向けた伴走支援

← 令和 5 年度 → ← 令和 6 年度 →

- ・向小、旭町小、宮前小において、子ども及び保護者を対象としたアンケート調査を実施し、子どもからは“外遊びのニーズ”、保護者からは“学校施設（特に校庭）活用 of ニーズ”を把握
- ・子どもの“やりたい”をベースとした体験型イベントを実施
- ・実施に当たっては、事業者主導ではなく、地域教育コーディネーターが中心となって、学校と地域人材等をつなぎながら様々な企画を行うなど、事業者は後方支援を行った。
- ・その他、地域教育コーディネーター等に対するマインドセット研修や上記イベント実施に至るまでのプロセス等、好事例の横展開を行った。

ア 地域活動の棚卸し及び課題の把握

富士見中学校区地域教育会議等をはじめとした地域活動について、令和 5 年度 of 取組において把握した課題（メンバーの高齢化や取組のマンネリ化、一部の人に偏る負担感、教職員と地域の役割分担、特に、子どもの意見を取り入れる取組や親とのつながりづくりについては、講演会や会議等、“こうあるべき”との固定観念があることから、マインドセットから取り組む必要がある。）を基に、実施内容の棚卸しや実施に伴う課題整理を行い、その解決に向けた具体的な提案を行うこと。

なお、棚卸し及び課題整理に当たっては、地域教育コーディネーター等に対し、地域が抱える課

題や地域活動を行う上での課題などに関する実態把握を行うこと。また、対象校の教職員の負担にならないよう努めること。

その他、必要であれば、地域人材等への実践的な研修等（マインドセット含む。）にも取り組むこと。

イ 体験イベント等を通じた地域人材の継続的な活動への巻き込み、及び自走に向けた伴走支援
富士見中学校区内の対象校のうち 1 校において、令和 5 年度の実施内容も踏まえ、子どもの“やりたい”をベースとした体験イベントを実施すること。

- ・ 体験イベントの実施にあたっては、富士見中学校区地域教育コーディネーター等が中心になって担えるよう、密に連携し、地域と関係を構築しながら、必要な支援を実施すること。最終的には地域が自走できるよう支援に努めること。
- ・ 実施に際しては、地域の担い手等に対し、取組に対する理解度の向上を図りながら、市民提案を引き出していくような双方向性のある企画・運営となるよう工夫すること。
- ・ 実施に際しては、令和 5 年度の実施において新たに掘り起こした地域人材を継続して地域活動に巻き込めるよう、具体的な方策を提案すること。
- ・ 実施にあたっては、運営手法、資料構成などの企画立案業務、資料作成、物品調達などの事前準備業務、司会進行、撮影・録音など当日の運営に係る業務を支援、又は自ら行うこと。
- ・ 当日の進行については事前に川崎市と協議の上で行うこと。

【2(2)犬蔵中学校区地域教育会議管轄内の学校において】

(2) 地域の核となる人材の発掘及び育成のしくみづくり

次のア、イのプロセスを経ながら、「1 目的」に掲げる地域人材の発掘及び育成に向けたしくみづくりを行うこと。

ア 地域や子どもからの意見聴取並びに分析

犬蔵中学校区内の対象校の子どもに対し、放課後等にやりたいことなどのニーズ調査・分析を行うこと。アンケートの実施にあたっては、G I G A 端末を使用して行うなど、対象校の教職員の負担にならないよう努めること。なお、G I G A 端末の使用のほか学校との日程調整等については本市が行う。

また、犬蔵中学校区地域教育会議のメンバー等に対し、地域が抱える課題や地域活動を行う上での課題などに関する実態把握を行うこと。

イ 体験イベント等を通じた地域人材の掘り起こし

上記アで聴取した意見等をもとに、犬蔵中学校区内の対象校のうち 1 校において、子どもの“やりたい”をベースとした体験イベントを実施すること。

- ・ 体験イベントの実施にあたっては、地域が中心になって担えるよう、必要な支援を実施すること。

- ・特に、当該地域は地域教育コーディネーター未設置の地域であることから、最終的には地域教育コーディネーター設置のきっかけになるよう、目指すこと。
- ・実施に際しては、地域の担い手等に対し、取組に対する理解度の向上を図りながら、市民提案を引き出していくような双方向性のある企画・運営となるよう工夫すること。
- ・実施にあたっては、運営手法、資料構成などの企画立案業務、資料作成、物品調達などの事前準備業務、司会進行、撮影・録音など当日の運営に係る業務支援、又は自ら行うこと。
- ・当日の進行については事前に川崎市と協議の上で行うこと。

(3) 様々な取組と連携した、放課後の校庭の魅力向上に向けた調査・研究

本市では、「みんなの校庭プロジェクト」※を進めており、令和6年度からすべての小学校で放課後に校庭という“場”をすることから、今後は、子どもたちにとって校庭がもっと魅力的なものとなるよう、犬蔵中学校区内の小学校をモデルケースとして、「みんなの校庭プロジェクト」など、放課後に関わる施策・取組と連携し、子どもたちが校庭で放課後楽しく遊べる仕掛け（環境）づくりについての調査・研究を行うこと。

- ・実施に際しては、子どもの意見を聞きながら行うこと。
- ・実施に当たっては、地域教育会議のメンバーのほか、4（2）に掲げる体験イベント等を通じてつながった地域人材や掘り起こされた地域人材等とともに取り組むこと。
- ・取組を進めるに当たっては、都度、川崎市と協議の上で行うこと。

※ “外でボール遊びを思い切りしてみたい！”という、子どもの“やりたい”を実現するため、子どもたち自らルールづくりを行いながら、自分が通う小学校の校庭で、放課後に自由にのびのび遊べるようにする取組

【2（1）及び2（2）両方に共通する事項】

(4) 市制100周年や「全国都市緑化かわさきフェア」を意識した取組

イベント等の実施に当たっては、令和6年度が川崎市制100周年に当たること、また「2 履行場所」記載の富士見中学校近接の富士見公園を会場の1つとして「全国都市緑化かわさきフェア」が開催されることから、市制100周年や「全国都市緑化かわさきフェア」を意識したものとなるよう努めること。

【2（1）及び2（2）の実施結果を踏まえて】

(5) 取組の成果と今後に向けた課題及び提案、及び他の地域への横展開

上記（1）～（4）の結果を踏まえ、子どもたちを見守り・支える地域人材の巻き込み方や学校と地域をつなぐ地域の核となる人材育成について、成果と今後に向けた課題、及びその解決に向けた具体的な提案についてまとめること。

地域人材の巻き込み方法や地域と学校との橋渡し方法、イベント実施のポイント等のノウハウや本事業で得られた成果等について、他の地域でも活用可能となるよう整理し、「2 履行場所」記

載の地域教育コーディネーターをはじめ、市内の地域教育コーディネーター等、地域の核となりうる人材への横展開を図ること。その際、他都市事例等も交えながら、地域づくりの重要性やプロセス、ノウハウ等に関するマインドセット研修等も併せて行うこと。

なお、該当する地域人材等の紹介や周知・啓発する機会の提供については本市が行う。

5 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

- (1) 報告書 1部
- (2) 報告書のデータや各種経過資料等を収めた電子媒体（DVD等） 1枚
電子媒体はウイルスチェックの上、ウイルスチェック証明書（任意様式）とともに納品すること。
- (3) 業務完了届

6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

- (2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

7 その他

- (1) 受託者は、体験イベント等に関する実施手法や実施内容について、適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間

内に修正を行い、再度検査を受けること。

- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。